

(第十六部)

第二回 参議院財政及び金融委員会會議録第二十一号

昭和二十三年四月二十七日(火曜日)午後一時三十九分開會

本日の會議に付した事件

○昭和二十三年の所得税の四月豫定申告書の提出及び第一期の納期の特例に關する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)

○不正保有物等の特例措置特別會計法案(内閣送付)

○小額紙幣整理法案(内閣送付)

○不正保有物等の特例措置特別會計法案(内閣送付)

○不正保有物等の特例措置特別會計法案(内閣送付)

○委員(黒田英雄君) これより委員會を開會いたします。

○委員(黒田英雄君) これより委員會を開會いたします。

○委員(黒田英雄君) これより委員會を開會いたします。

會の委員に加わつておりました、皆さん方とは萬と御懇情を添ういたしておりました、同僚の各位でも他の委員會に屬しておられる方々はまだお名前も存じ上げない方が少くないのでありますけれども、この委員會の皆さん方とは、お名前を存じ上げておりましたのは、もとよりのこと、既往一年近くいろいろと委員として御交誼を添ういたしたもので、特に皆さんの御教示並びに御支援におおかりいたしまして、大過なく職務を果したいとかように存じておる次第であります。どうぞこの上にも舊に倍して御懇情を賜わりますように、よろしくお引廻しをお願いいたしたいと存ずる次第であります。一言御挨拶を申し上げます。

只今議題になりました法律案につきましても、提案の理由を簡単に御説明申し上げます。

政府は先に國會の審議を経て、本年に限り所得税の四月豫定申告書の提出、及び第一期の納期に關し、特例を設け、所得税法の改正案が國會で可決された後改正規定に従つて所得税の四月豫定申告書を提出し、第一期の納税をするよりいたしたのであります。

目下政府は賃金、物價等經濟諸情勢の推移等に照し、租税負擔を軽減するたため、所得税の基礎控除、扶養控除、勤勞控除、税率等につき具體案を検討中でありまして、できる限り速かに成案を得てこれを改正案を國會に提案いたしたい方針であります。その提案の時期が諸般の事情により當初考えておりましたよりも遅延することと相成りましたので、今更には四月豫定申告書の提出等につき特例を設けることといたしたいのであります。即ち本年に限り所得税の四月豫定申告書は本年六月一日の現況によつて記載し、六月一日から同月三十日まで提出することとし、又所得税の第一期の納期も六月一日から同月三十日までとして、それぞれ二ヶ月繰延べることといたします。共に、第二期の納期も八月一日から同月三十一日までとして、一ヶ月繰延べることとしたのであります。尙これに伴ひ所得税の七月豫定申告書、及び七月修正豫定申告書についても、八月一日から同月三十一日まで提出することとした次第であります。以上簡単にありますが、提案の理由を御説明申し上げます。

○委員(黒田英雄君) 本案につきましても御質問のあり方は御質問を願ひたいと思ひます。……それでは御質問はあとに願ひすることにしまして、次に「不正保有物等の特例措置特別會計法案」、これを議題にしまして本案につきましても政府提出の理由の説明を伺ひます。

○政府委員(森下政一君) 「不正保有物等の特例措置特別會計法案」の提出の理由を御説明申し上げます。

質上、國が直接この會計の負擔において支給するのが適當と思われず、又この會計の行方買取、賣拂等の實務は、これを各公團又は他の各特別會計の管理職をして取扱はしめることとして、これらの規定を設けたのであります。以上簡単にありますが、これを以て説明いたします。

る地域から引揚げ、明年八月一以後本邦に到着した者の所持する分につきましては、到着の日から一ヶ月以内は引換えができることとしたし、存じます。

次にその引換の事務は日本銀行の本、支店及び代理店を取扱います。大蔵大臣の定めるところによりまして、一定期間を限り全国の郵便官署及び金融機関におきまして取扱うこととし、引換者の便を圖りたいと存じます。又引換期間の満了いたします明年八月三十一日におきまして、以上の小額紙幣のうち回収が不能なものがありました場合には、その分については政府が引換義務を負ったものでありますから、直ちに輸入に受入れることといたしたいと存する次第であります。以上簡単であります。御説明といたします。

○委員長(黒田英雄君) 次にこれも豫備審査のために付託されております不正保有物資等の引換を登録國債で決済することに關する法律案、これにつきまして政府提案の理由の御説明を求めます。

○政府委員(正木清君) 只今議題となりました法案の説明をいたします。前に、一言御挨拶を申し上げます。思いいます。私この度商工政務次官に就任いたしました。正木清でございます。所屬政黨は社會黨でございますが、今後なにかとお世話にならうかと存じます。どうぞよろしくお願いをいたします。

只今議題となりました不正保有物資等の引換を登録國債で決済することに關する法案の提案理由を申し上げます。本邦經濟再建に對して最も障礙となつておりますのは原材料、燃料等の

物資の不足でありまして、これを打開するために國內においては極力生産の増強に努めていた次第でございますが、何分にも荒廢した國力を以てしては、自力回復がなかなか困難でありますので、これと併行して海外からの輸入について連合軍最高司令部の援助を懇請して参つておりますことは御承知の通りでございます。併しながら海外よりの支援を仰ぎますためには、もとより日本國民自體において先づ最善の努力をいたしますことがその前提であります。この意味におきまして、國內のいわゆる閑物資その他不正物資及び遊休物資の總ざらいを斷行して、これを經濟再建のため活用いたしますことは、對内、對外兩面において極めて緊要なことと考えられるのであります。この種の法案といたしましては、

一昨年二月閣議決定案等緊急措置令を公布し、更にその後指定生産資材在庫調査規則を制定實施して参りました。現在中央及び地方に遊休物資活用委員會を設置し、いわゆる潜在物資の摘發活用を努めていっております。又第一回閣議で衆議院に設置せられた臨時遊休物資特別委員會におきまして、これが推進に格別の御協力を願います。併しながら潜在物資に關する措置につきましても併一段と整備改訂を必要とするものがございまして、去る三月二十三日に臨時物資審議會設置法に基づき遊休物資等在庫活用規則を制定し、これと併行して同月二十七日ポツダム政令に基づき重要物資在庫緊急調査令を制定公布いたしましたのでございます。この遊休物資等在庫活用規則の對象となつておりますのは、所有又は

古有に關して不正の事實のあつた不正保有物資と特定の物資であつて、一定の限度を超えて保有されてゐる過剩物資であります。このうち不正保有物資の全部と過剩物資中譲渡命令の對象となるものは、すべて政府が買上上げるものと、別途その設置に關して提案されております不正保有物資等特別措置特別會計に吸収せしむることとなつております。而してこれらの場合におきましては、その物資は必ずしも不法に隠匿藏蔵され又は流通秩序を亂して蓄集せられた物資であるか、或いは當面使用する見込のない過剩の數量を保有しながらこれが活用に協力せざる等のため、止むを得ず強硬を以てこれを國家が買上げるに至つたものであります。従つてその買上げに際しては經濟復興に非協力的な故を以て、一般の場合に比し取扱を區別し條件を附することとがむしろ至當であると考へられますので、ここにこれらの物に對する對價の決済は國債を以てすることとし、その利率も一般の國債に比して低率とし、而も流通力を制した登録國債とすべきであるとの結論に達して、本法案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上御可決あらんことを希望いたします。

○委員長(黒田英雄君) これより豫備審査のために付託されております「政府が發行する福利券の當せん金の支拂等に關する法律案」、これにつきまして政府から提案理由の説明を求めたいと思ひます。

○政府委員(森下政一君) 御説明申し上げます。製造煙草の賣上を増進いたしましたので、専賣金の確保を圖るために政府

が本年四月一日から五月十五日までの間に於いて、製造煙草の購入者に對し發行する福利券に關する當せん金の支拂その他の事務につきましては、政府が個々の當籤者である債權者に對し、直接當籤券を檢査いたしました上、別々に小切手を振出すことは、その事務の不圓滑を來し、延いては當籤者に少なからん不便を掛けるような結果をもたらす虞れもあり、又實行上多大の困難を伴ひ、不可能に近いこととあります。従ひましてこれらの事務を圓滑ならしめ、又當籤者の便益のためにも、この種の事務の取扱に經驗を重ねておる日本勸業銀行に委託してこれを行はせ、以てその圓滑なる運用を圖ることが必要なのであります。これに伴ひまして當せん金の支拂に必要な資金を同行に交付いたしますと共に、委託事務の取扱に要する費用につきましても、概算拂をするのであります。以上にする必要がありまして、よつてこれに伴ふ必要な規定を設けるためこの法律を制定しようとするものであります。何とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことを切望いたします。

○委員長(黒田英雄君) これで本委員會に豫備審査のために付託されております法案の提案理由の説明を終つたのであります。茲に「昭和二十三年の所得稅の四月限申告書等の提出及び第一期の納期の特例に關する法律の一部を改正する法律案」、並びに「不正保有物資等の引換を登録國債で決済することに關する法律案」、及び「不正保有物資等特別措置特別會計法案」、この三案につきまして、どれでもよろしいですから、御質問のあり方は御質問願ひたいと思ひます。

○政府委員(森下政一君) 承知いたしました。分りました。

○委員長(黒田英雄君) 不正保有物資といふのは一體登録國債で決済されるが、どれくらい今日のところではある見込なんですか。

○政府委員(松田太郎君) この不正保有物資並びに過剩物資の數量につきましては、かねて一昨年當時から、いろいろこの問題につきましては措置をいたしてございまして、相當活用されて参つたのであります。今日、然らばどれくらいいゝわゆる不正保有物資な

○西川善五郎君 この所得稅の改正法案の提出の時期であります。速かにというお話であります。大體確實なのはいつ頃の御決定でございますか。

○政府委員(平田敬一郎君) 目下物價政策及び來年度の歳入算等との關連におきまして、最終の具體案を作成すべく諸般の見地から研究いたして参ります。それで私共といたしましては、先般説明がございましたように、成るべく速かに提案をいたしまして、速くとも五月一杯には成立の運びに至るようになつてゐる。今日の段階におきましては、まだ幾日に提案できまするか、そこまではちよつと申し上げる運びにまで至つておりませんことを御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(黒田英雄君) 只今説明があらりました法案についての御質問、或いは資料の提出の御要求がございすればお照いたしましたと思ひます。小紙新聞の殘高、今どれくらいあるか、お調べを願つて表にして出して頂いたらどうかと思ひます。

○政府委員(森下政一君) 承知いたしました。分りました。

○委員長(黒田英雄君) 不正保有物資といふのは一體登録國債で決済されるが、どれくらい今日のところではある見込なんですか。

○政府委員(松田太郎君) この不正保有物資並びに過剩物資の數量につきましては、かねて一昨年當時から、いろいろこの問題につきましては措置をいたしてございまして、相當活用されて参つたのであります。今日、然らばどれくらいいゝわゆる不正保有物資な

本邦経済再建に對して最も障礙となつておられますのは原材料、燃料等の不足、この過剩物資等在庫活用規則の對て、事實益金の確保を圖るために政府

から、御質問のおありの方は御質問願ひたいと思ひます。

草工場を當市に設置せられたとの請願。第四百十七號昭和二十三年三月三十一日受理

り、過剩物資が幾つておるだらうかといふことにつきましては、只今過剩物資等在庫活用規則によりまして、十分に慎重に審査をいたしておりますが、從つて近くその報告も出ました結果によつて、はつきりいたしますが、大體只今の見通しにおきましては、いわゆる不正保有物資というものは、金額にいたしまして二十億圓程度ではないかと想つております。勿論その中には金屬類とか、機械類とか或いは化學製品或いはアルコール、主食糧、薪炭、鹽、いろ／＼な物がございまして、從つて量的には只今申し上げましたような意味で、十分慎重に報告を取りました上でございましてとつていたしたまへんが、大體の只今の見通しといたしましては、今申しましたような不正保有物資については二十億圓程度が豫想されておるのであります。

會いたしたいと思ひますが御異議ありませんか。それでは今日はこれにて散會いたします。

午後二時八分散會
出席者は左の通り。

委員長 黒田 英雄君
理事 岩木 哲夫君
伊藤 保平君

委員 下條 恭兵君
樺井 康雄君
波多野 照君
松崎 喜作君
木内 四郎君
星 一君
赤澤 與仁君
石川 準吉君
高橋龍太郎君
山内 卓郎君
渡邊 基吉君
西川基五郎君

政府委員 大藏政務次官 森下 政一君
商工政務次官 正木 清君
大藏事務官 (主税局長) 平田敬一郎君
商工事務官 (商務局長) 松田 太郎君

それから第二に、過剩物資、いわゆる不正保有ではございませぬけれども、一定の標準をいたします上に必要以上に持つておられます過剩物資につきましては、例えば金屬類とか、機械類とか、化學製品といったようないろいろな品物がございするのですが、これにつきましては、大體の見通しといたしましては三億圓程度が豫想されるのであります。先程申し上げましたように、この兩者につきましては、只今報告を各府縣を通じて取つておりますので、その詳細が分り次第別の機会に御報告申し上げます。かように考えております。

四月七日日本委員會に左の事件を付託された。

一、耕地整理中の土地を物納として認むることに關する請願(第三百五十四號)

一、大衆課税反對に關する請願(第三百七十六號)

一、觀光施設に對する産業資金貸出順位改正に關する請願(第三百八十五號)

○委員長(黒田英雄君) 何か資料の御要求がございすれば、この際御申出を願ひたいと思ひます。今日はこの程度にして、明後午前十時から委員會議を開

第三百五十四號昭和二十三年三月二十二日受理
耕地整理中の土地を物納として認むることに關する請願
請願者 新潟縣南蒲原郡加茂町 市川國五郎外八名

紹介議員 北村 一男君

紹介議員 昨午三月財産税として物納した田地及び畑地の内耕地整理中のものは、物納を認められない由であるが、かくては地主の今日の窮状では、納税不能の狀態となるから、耕地整理中の田地及び畑地も評價額の通り物納として受理されたいとの請願。

第三百七十六號昭和二十三年三月二十五日受理
大衆課税反對に關する請願
請願者 岐阜市鶴田町二ノ一 藤田憲一外一萬七千三百十三名

紹介議員 伊藤 修君

この請願の趣旨は、第二百五十號と同じである。

第三百八十五號昭和二十三年三月二十六日受理
觀光施設に對する産業資金貸出順位改正に關する請願
請願者 東京都千代田區丸ノ内 一ノ一 社團法人全日本觀光連盟會長 松平 恒雄

紹介議員 三島 通陽君

産業資金貸出順位によれば、觀光施設は設備資金乙、運轉資金丙となつてゐるが、今日では外客誘致は貿易外收入の唯一の方法であり、貿易再開によつて今後多數の外人觀光客の來訪が豫想されるので、施設の完備のため設備、運

轉の兩資金とも甲に引き上げられたいとの請願。

四月十日日本委員會に左の事件を付託された。

一、勤勞所得稅輕減に關する請願(第三百九十三號)

一、長岡專賣局煙草工場設置に關する請願(第四百號)

一、製品上敷、ゴザ等の免稅に關する請願(第四百十七號)

一、戦時公債利拂停止反對に關する請願(第二百十號)

第三百九十三號昭和二十三年三月二十九日受理
勤勞所得稅輕減に關する請願
請願者 東京都目黒區駒場八六 山口節男外一萬二千六百四十三名

紹介議員 原 虎一君

勤勞者階級は、生活苦の中から納稅義務を果しているが、勤勞階級の納稅率に比べて、業主所得の納稅率が悪いといふので、業主所得の勤勞階級が負擔している現狀であるから、基礎、勤勞及び家族の諸控除並びに年間所得制を改正して、勤勞意欲を高揚されたいとの請願。

第四百號昭和二十三年三月二十九日受理
長岡專賣局煙草工場設置に關する請願
請願者 長岡市長 松田弘俊

紹介議員 田村 文吉君

戦災都市復興市は、戦時中生産工業の七割が重工業に轉換したので、終戦後は輕工業への轉換に苦慮しているが、戦災都市復興のため目下大藏省煙草專賣局で計畫中の北陸地帯の專賣局煙

草工場を當市に設置せられたとの請願。第四百十七號昭和二十三年三月三十一日受理

一、製品上敷、ゴザ等の免稅に關する請願

請願者 岡山縣都窪郡吉備町平野 戸田康次外七名

紹介議員 島村 軍次君

昭和二十二年十二月より、製品上敷に課稅されることになつたが、本品費の對照が中産階級以下である點、消費、罹災、引揚者等が疊代用としてゐる點を考慮されて、製品上敷に課稅上敷、及びござ長物に限り免稅とされたいとの請願。

第二百十號昭和二十三年四月一日受理

戦時公債利拂停止反對に關する陳情
東京都中央區日本橋本町三ノ八全國銀行協會連合會長 佐藤 喜一郎外十名

新内閣の政策協定の一つとして、戦時公債利拂停止が取りあげられてゐる趣意があるが、これが停止の結果、その害はばく大なものとなり、重要産業の復興に、貯蓄の増強に、又今日最も必要とする資本の蓄積等に悪影響を與えるものであるから、戦時公債利拂停止を行わないよう措置せられたいとの陳情。

四月十四日豫備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。

一、小額紙幣整理法案(第四百二十二號)

小額紙幣整理法案

小額紙幣整理法案

昭和二十三年四月二十七日

第一條 政府が発行した次の種類の小額紙幣は、昭和二十三年八月三十一日限りその適用を禁止する。

一 臨時通貨法(昭和十三年法律第八十六號)により発行した五十銭の小額紙幣で、同法第五條第三項の規定に基く昭和十三年勅令第三百八十八號(臨時通貨の形式等に関する件)、昭和十七年勅令第六百八十八號(昭和十七年勅令第三百八十八號に定むるもの外小額紙幣の形式を定むるもの)により、その形式を定められたもの

二 大正六年勅令第二百二號(小額紙幣發行に関する件)及び大正九年法律第六號(小額紙幣發行に関する法律)により發行した五十銭、二十銭及び十銭の小額紙幣

第二條 政府が前條に規定する小額紙幣を引き換える期間は、明治二十三年法律第十三號(通用を禁止したる貨幣紙幣の引換に関する件)の規定にかかわらず昭和二十四年八月三十一日までとする。但し、外國その他大蔵大臣の指定する地域から引き揚げ、昭和二十四年八月一日以後本邦に到着した者の所持する分については、到着の日から一月以内とする。

第三條 第一條に規定する小額紙幣の引換事務は、日本銀行において取り扱う外、大蔵大臣の定めるところにより郵便官署及び金融機關において取り扱うものとする。

第四條 政府は、昭和二十四年八月三十一日における第一條に規定する小額紙幣の發行高を、同年九月一日における小額紙幣發行高から除去し、その除去した發行高に相當する金額を即日歳入に受入れるものとする。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

四月十六日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、小山税務署設置に関する請願(第四百六十八號)
- 一、大衆課税反対に関する請願(第四百八十一號)
- 一、中小商工業者及び農業者に対する徵稅方法の改正に関する陳情(第二百十六號)
- 一、砂利、砂及び碎石等の價格調整撤廢に関する陳情(第二百三十六號)

第四百六十八號昭和二十三年四月八日受理
小山税務署設置に関する請願
請願者 栃木縣下都賀郡小山町 二〇〇五社團法人小山地區商工會事務所内 小

紹介議員 大島定吉君外二名
栃木縣下都賀郡小山町は、東北、兩毛、水戸各條の分ぎ點に位する交通の要衝であつて大小工場、官公廳等もあり、また農、畜産物も豊富であるにもかかわらず下都賀郡内に税務署がないので住民は不利不便をきたしているか

ら町内に税務署を設置せられたいとの請願。

第四百八十一號昭和二十三年四月十日受理
大衆課税反対に関する請願
請願者 濱松市西伊場町官第一、壽山一夫外四名
紹介議員 岩崎正三郎君外三名
この請願の趣旨は、第二百五十號と同一である。

第二百十六號昭和二十三年四月五日受理
中小商工業者及び農業者に対する徵稅方法の改正に関する陳情
富山縣議會議長 前田治吉

本年所得稅額の更生決定に當つて、中小商工業者及び農業者に対する決定が當を得ていないため、納稅反對の聲が起きているから、國民が納得して納稅するように所得稅の更生決定を再検討の上善處せられたいとの陳情。

第二百三十六號昭和二十三年四月九日受理
砂利、砂及び碎石等の價格調整撤廢に関する陳情
岡山縣議會議長 友保知

この陳情の趣旨は、第二百二十五號と同じである。

四月二十四日豫備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、不正保有物資等の對價を登錄國債で決済することに關する法律案(豫第四十五號)
一、不正保有物資等特別措置特別會計法案(豫第四十六號)
一、昭和二十三年の所得稅の四月豫定申告書の提出及び第一期の納期の特例に關する法律の一部を改正する法律案(豫第四十七號)

の特例に關する法律の一部を改正する法律案(豫第四十七號)

一、政府が発行する福利引券の當せん金の支拂等に関する法律案(豫第四十九號)

不正保有物資等の對價を登錄國債で決済することに關する法律案

第一條 臨時物資需給調整法(昭和二十一年法律第三十二號)に基く過剩物資等在庫活用規則(昭和二十三年總理府令、法務廳令、外務省令、大藏省令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、逓信省令、労働省令第二號。以下規則という。)第二條から第四條までの規定又は第九條の規定により政府が不正保有物資等特別措置特別會計の負擔において譲り受ける規則第一條に定める不正保有物資又は過剩物資(以下物資という。)の對價の決済は、登錄國債の交付によつて、これを行わなければならない。但し、その對價が千圓に満たないもの及びその對價が千圓に満たない部分については、この限りでない。

第二條 前條の規定により交付する登錄國債の交付價格、償還期限及び利率は、左の通りとする。

- 一 交付價格 額面百圓につき百圓
- 二 償還期限 十年以内
- 三 利率 年二分

受けた登錄國債は、規則第十三條第三項の規定により當該物資につき擔保権を有する者がその權利を行う場合を除くの外、これを譲渡し又は擔保に供することができない。

前項の規定に違反してなされた行為は、これを無効とする。

第一條の規定により交付を受けた登錄國債については、登錄除却の請求をすることができない。

第四條 政府は、第一條の規定により交付するに必要な額を限り、國債を發行することができ、前項の規定により發行する國債は、これを登錄國債とする。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

不正保有物資等特別措置特別會計法案
不正保有物資等特別措置特別會計法
第一條 臨時物資需給調整法(昭和二十一年法律第三十二號)に基いて、國の行う不正保有物資及び過剩物資(以下物資という。)の取得、賣拂等に関する歳入歳出は、これを一般會計と區分して特別會計を設置する。

の引換事務は、日本銀行において取り扱う外、大蔵大臣の定めるところ

がかわらず下部都府内に税務署がないので住民は不利不便をきたしているか

一、昭和二十三年の所得税の四月豫定申告書の提出及び第一期の納期

三 利率 年二分
第三條 第一條の規定により交付を

公園（當該物業につきその配給に關する業務を行うことを目的とす

る公園がある場合は、その公園とする。以下公園という。）又は當該物業をこの會計から買入れる特別會計の管理廳として取り扱わしめる。

前項の場合において、商工大臣は、必要があると認めるときは、公園に對してその事務に關する支拂に必要な資金を交付することができ。

公園が第一項の規定により取り扱う物業及び現金の取扱に關し、國に損害を與えた場合の公園の賠償責任については、民法及び商法の適用があるものとする。

第一項の規定により同項に規定する特別會計の管理廳において取り扱う事務に關する經營は、これを當該特別會計の負債とする。

第四條 この會計においては、物業の賣拂代金、積立金から生ずる收入、積立金からの繰入金、一般會計からの繰入金及び附屬雜收入をもつてその繰入とし、物業の買取代金のうち現金で交付するもの、物業の對價として交付するため政府の發行する登錄國債の償還金及び利子、一時借入金の利子、登錄國債の發行及び償還に關する諸費、事務取扱費、公園に對する事務取扱手数料、物業に關する情報提供者に支給する報償金、一般會計への繰入金並びに附屬諸費をもつてその繰出とする。

第五條 臨時物業需給調整法第七條の規定により没收した物業（商工大臣の指定する物業を除く。）は、この會計に附屬するものとする。

第六條 臨時物業需給調整法に基

て國の取得する物業の對價として交付するため政府の發行する登錄國債は、これをこの會計の負債とする。

前項の登錄國債の償還金及び利子、一時借入金の利子並びに登錄國債の發行及び償還に關する諸費の支出に必要な金額は、これを毎年度國債整理基金特別會計に繰り入れるものとする。

第七條 この會計において、毎會計年度における繰入（一般會計からの繰入金及び第八條第一項の規定による前年度繰入の繰入金を除く。）の收納額から、繰出（一般會計への繰入金を除く。）の支出額と當該年度において收入済となつた賣拂物業の取得の對價となつた賣拂物業の取得の對價として交付した又は交付すべきであつた登錄國債の額面總額に相當する金額との合計額を控除して殘餘があるときは、これを當該年度の一般會計の繰入に繰り入れ、不足するときは、これを當該年度の一般會計の繰出を以て補てんする。但し、繰入に關するこの會計の當該年度における繰出總額が當該年度繰入額に對して不足するときは、又は繰出に關する一般會計の當該年度における繰出總額が當該年度繰入額に對して不足するときは、各その不足額は、これを翌年度において繰り入れ又は補てんするものとする。

第八條 この會計において、決算上剩餘を生じたときは、當該剩餘金額のうち前條但書の規定により翌年度において一般會計へ繰り入れなければならない金額を控除した

金額は、これを積立金として積み立て、翌年度において一般會計へ繰り入れるべき額に相當する金額は、これを翌年度の繰入に繰り入れるものとする。

この會計の積立金は、國債をもつて保有し、又は大蔵省預金部に預け入れて運用しなければならない。

この會計の積立金は、この會計の負債に屬する登錄國債の償還金を支拂するため必要があるときは、これを使用することができ。

第九條 内閣は、毎會計年度、この會計の豫算を作成し、一般會計の豫算とともに、これを國會に提出しなければならない。

前項の豫算には、左の書類を添付しなければならない。

一 繰入繰出豫算計算書
二 前年度における物業の取得及び處分細表
三 前年度及び當該年度の物業の取得及び處分豫定表
四 前年度末における積立金及び國債の現在額表

第十條 内閣は、毎會計年度、この會計の繰入繰出決算を作成し、一般會計の繰入繰出決算とともに、これを國會に提出しなければならない。

前項の繰入繰出決算には、左の書類を添付しなければならない。

一 繰入繰出決算計算書
二 當該年度の物業の取得及び處分細表
三 當該年度末における積立金及び國債の現在額表

第十一條 この會計において、支拂上現金に餘裕があるときは、これを大蔵省預金部に預け入れることができる。

第十二條 この會計において、支拂上一時現金に不足があるときは、この會計の積立金を繰替使用し、又は、この會計の負債において、一時借入金をする事ができる。

前項の規定による繰替金及び一時借入金は、當該年度の繰入を以てこれを償還しなければならない。

第十三條 この會計の負債に屬する登錄國債及び一時借入金の起債、償還等に關する事務は、大蔵大臣が、これを行う。

第十四條 貿易資金特別會計法（昭和二十二年法律第七十九號）第十條、第十一條及び第十四條の規定は、この會計の豫算及び決算について、これを準用する。

第十五條 この法律の施行に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十三年の所得税の四月豫定申告書の提出及び第一期の納期の特例に關する法律の一部を改正する法律案

昭和二十三年の所得税の四月豫定申告書の提出及び第一期の納期の特例に關する法律の一部を改正する法律案

昭和二十三年の所得税の四月豫定申告書の提出及び第一期の納期の特例に關する法律の一部を改正する法律案

昭和二十三年の所得税の四月豫定申告書の提出及び第一期の納期の特例に關する法律の一部を改正する法律案

例に關する法律（昭和二十三年法律第十五號）の一部を次のように改正する。

この法律に次の題名を附する。
昭和二十三年の所得税の豫定申告書の提出及び納期の特例に關する法律

第一項中「五月一日」を「六月一日」に、同項中「四月三十日」を「五月三十一日」に改める。

第二項の次に次の三項を加える。
昭和二十三年に限り、所得税法第二十二條第一項の規定による七月豫定申告書の提出及びその記載事項については、同年八月一日の現況によるものとし、その提出期限は、同日から同年三十一日までとする。

昭和二十三年に限り、所得税法第二十二條第二項及び第二十三條第四項中「四月一日」とあるのは「六月一日」と、「七月一日」とあるのは「八月一日」と、「三月三十一日」とあるのは「五月三十一日」と、「六月三十日」とあるのは「七月三十一日」と読み替へるものとする。

第三項中「五月一日から同月三十一日」を「六月一日から同月三十一日」とし、「を」とし、同項に規定する第二期の納期は、同年八月一日から同月三十一日限りとする。

昭和二十三年の所得税の四月豫定申告書の提出及び第一期の納期の特例に關する法律の一部を改正する法律案

昭和二十三年の所得税の四月豫定申告書の提出及び第一期の納期の特例に關する法律の一部を改正する法律案

る。」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

政府が發行する福引券の當せん金の支拂等に關する法律案

政府が發行する福引券の當せん金の支拂等に關する法律案

政府は、製造煙草の購入者に対し昭和二十三年四月一日から同年五月十五日までの間において發行する福引券に關する當せん金の支拂その他の事務を、日本勸業銀行に委託して行わせることができる。

前項の場合において、大藏大臣は、必要があると認めるときは、日本勸業銀行に對して、前項の當せん金の支拂に必要な資金を交付し、前項の委託事務の取扱に要する費用について概算拂をする事ができる。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

四月二十四日本委員会に左の事件を付託された。

一、砂利、砂及び碎石等の價格調整

一、農業者解款に伴う金融措置に關する陳情(第二百五十號)

一、中小商工業者に対する徵稅方法の改正に關する陳情(第二百六十二號)

一、化粧品生産工業の物品稅率改正等に關する陳情(第二百七十號)

一、所得稅營業稅の課率調整に關する陳情(第二百八十二號)

一、農村金融措置の合理化に關する陳情(第二百八十四號)

第二百四十一號昭和二十三年四月十二日受理

砂利、砂及び碎石等の價格調整徵稅に關する陳情

福岡縣會議議長 稻貝稔

この陳情の趣旨は、第四百二十五號と同じである。

第二百五十號昭和二十三年四月十五日受理

農業者解款に伴う金融措置に關する陳情

富山市表町四富山縣農業會會長 高原耕造

農業會は解散準備のため、既に特別決算も済ました今日、政府が今同とつた金融機關再建整備法に基いて新勸定を舊勸定に移換する措置は、農民の動搖がはなはだしく又農業協同組合の發足にもじんな影響を及ぼすから第二封鎖預金の保護とともに今回の措置による損失を救済せられたいとの陳情。

第二百六十二號昭和二十三年四月十六日受理

中小商工業者に対する徵稅方法の改正に關する陳情

東京都港區芝田町一ノ一二森永工場内商工協同組合中央會會長 豊田雅孝外一名

この陳情の趣旨は、第四百四十五號と同じである。

第二百七十號昭和二十三年四月十六日受理

化粧品生産工業の物品稅率改正等に關する陳情

神奈川縣大磯町北本町一〇一三 松本昇外二十三名

化粧品生産工業は、化粧品に對する

物品稅が、高率であるのと、統制額の無理のため脱稅しなければ持續出來ない状態に立至つてゐる。即ち採算上消費者に轉嫁することの出來ない稅を生産者が負擔することになつており、既に間接稅としての本質を失つてゐるから、物品稅を改正して三割程度の稅率に改正し、又物品稅の賦課に當つては、全國的統一ある公平な事務取扱をされたいとの陳情。

第二百八十二號昭和二十三年四月十七日受理

所得稅、營業稅の課率調整に關する陳情

札幌市長 高田富興

市財政の例外ない困窮の原因は、地方稅制度の缺陷であつて、現在所得稅は、營業所得に對し最高八〇パーセントの高率の賦課をし、それに附加稅を加えると所得稅額を上廻る現状であるため、營業稅附加稅の納入成績が極度に悪い結果をきたしているから、營業稅の法定制限を超える課率を抑制するとともに附加稅の課率を引き上げられたいとの陳情。

第二百八十四號昭和二十三年四月十七日受理

農村金融措置の合理化に關する陳情

福岡縣會議議長 稻貝稔

農村の電化、機械化及び工業化は絕對に必要であるが、これには多額の資金を要するから現在の金融措置法による貯蓄増加額四〇パーセントの限度を一〇〇パーセントとせられたいとの陳情。